

5. 前期基本計画を推進するための財政計画

下表は、一般財源の収入（1.歳入）と経常的な経費（2.歳出）を見積もったものであり、歳入と歳出の差（投資的経費充当一般財源）と国・県補助金や基金、地方債を有効活用して、新規事業、ハード事業を展開していきます。

(1) 歳入

(百万円)

区 分 (年度)	H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)	H33 (2021)
地方税	14,090	14,061	13,941	13,941
地方交付税 ¹	6,508	6,308	6,008	6,008
地方特例交付金 ²	79	79	79	79
地方譲与税 ³ ・税交付金	2,273	2,473	2,773	2,773
財産収入	131	66	33	16
使用料及び手数料	262	262	262	262
繰越金	1,500	1,500	1,500	1,500
歳入合計	24,843	24,749	24,596	24,579

※地方交付税には、普通交付税、特別交付税に加え臨時財政対策債発行可能額を含んでいます。

(2) 歳出

(百万円)

区 分 (年度)	H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)	H33 (2021)
人件費	4,657	4,836	4,856	4,766
物件費	5,230	5,288	5,237	5,238
維持補修費	279	276	274	263
扶助費	2,455	2,469	2,485	2,501
補助費等	2,179	2,197	2,256	2,270
投資・出資・貸付金	250	302	522	827
公債費 ⁴	4,676	4,516	4,134	4,042
繰出金 ⁵	3,232	3,262	3,348	3,348
積立金	400	400	400	300
歳出合計	23,358	23,546	23,512	23,555

歳入と歳出の差 (投資的経費充当一般財源)	1,485	1,203	1,084	1,024
--------------------------	-------	-------	-------	-------

用語解説

- 【地方交付税】地方団体間の財源の不均衡を調整し、一定の行政サービスを提供できるよう国から地方団体に配分されるもの
- 【地方特例交付金】国の制度変更等により、減収が生じた場合などに補填される交付金
- 【地方譲与税】本来地方に帰属すべき税源を、一旦国税として徴収したのち、地方団体に配分されるもの
- 【公債費】借り入れた地方債の元利償還金
- 【繰出金】一般会計と特別会計等との間において支出される経費